

住所異動にともなうそのほかの手続き

※住所異動にともなう各種手続きのために通知カードもしくはマイナンバーカードが必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

項目	手続きに必要なもの			問合せ先	
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証(転出・転居の場合) 印鑑 口座番号のわかるものと銀行の届出印(口座振替の場合) ※転出の場合、転出(予定)日で資格がなくなります。			市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階：窓口5番) ☎52-1111 (内線219・261)	
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 年金手帳 ※原則届出は不要ですが、手続きが必要な場合があります。			市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階：窓口6番) ☎52-1111 (内線216)	
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 年金証書 ※原則届出は不要ですが、手続きが必要な場合があります。				
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 印鑑 			市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階：窓口4番) ☎52-1111 (内線217・227)	
<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療 	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証(転出・転居の場合) 印鑑 健康保険被保険者証 ※所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。				
ごみの収集	届出は不要ですが、窓口でごみの出し方・ごみステーションなどの位置の説明を受けてください。			経済環境グループ (市役所1階：窓口7番) ☎52-1111 (内線264)	
飼い犬の登録	犬を飼う方・飼っている方は新しい住所地で登録・異動届をしてください。				
上水道の使用開始・中止	上下水道グループに来庁、または、電話などで手続きをしてください。 ※手続きに必要なものは原則ありません。			上下水道グループ (市役所2階：窓口23番) ☎52-1111 (内線277)	
児童手当	必要なもの	転入	転居	転出	こども育成グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111 (内線362) ※詳しくは問い合わせ てください。
	・印鑑	○	○	○	
	・申請者名義の預金通帳または振込先がわかるもの	○	×	×	
・申請者の健康保険被保険者証の写し(厚生年金加入の場合)	○	×	×		
児童・生徒の異動	【転入・転居】 市民窓口グループで発行された「就学校指定通知書」を指定された学校へ持参してください。 ※学区内での転居は「就学校指定通知書」は発行されません。 【転出】 現在通学中の学校に転出することを連絡してください。 ※国外転出入や外国籍の方は、別途手続きが必要な場合があります。			学校経営グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111 (内線345)	
園児の異動	【転出・転居】 在園児の方は在籍園に連絡してください。 【転入】 保育園・幼稚園・認定こども園入園希望の方は、こども育成グループに問い合わせてください。			こども育成グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111 (内線315・316)	